

そのほかの骨髄等提供に係る通院・入院期間中のサービス提供について

(令和5年4月1日現在)

事業名	対象	利用時間・日数	利用者負担	担当部署			
一時預かり保育	生後8カ月から小学校就学前までの、健康で集団生活が可能な児童（認可保育園等に入園されていない児童）	私立園及び区立指定管理者運営園 月～土曜日 午前8時～午後6時の間の保育の必要な時間	1日4時間まで2,000円 以降1時間ごとに500円 食事・おやつは500円（食事又はおやつを希望する方のみ）	保育課 03-3908-9127			
乳幼児ショートステイ事業	0歳以上2歳未満の乳児	宿泊（1回の利用申請につき7日以内）	養育料1泊 4,000円（以降1泊につき3,000円）	子ども家庭支援センター （在宅サービス担当） 03-6903-0511 （ファミリーサポートセンター） 03-3912-1909			
子どもショートステイ事業	2歳以上18歳までの児童	全日または宿泊（1回の利用申請につき7日以内）	養育料1日（1泊）2,000円、実費負担有				
ファミリーサポート・センター事業 ※申込み及び、説明会の受講が必要になります。ご利用時は、事前にご相談下さい。	生後57日から12歳（小学校6年生）までの子ども	午前7時から午後8時まで	<table border="1"> <tr> <td>謝礼の基準 ・月～金曜日 午前7時から午後8時</td> <td>子ども1人1時間あたり800円</td> </tr> <tr> <td>・月～金曜日 午前7時以前、午後8時以降 ・土・日・祝日 ・12月29日～1月3日</td> <td>子ども1人1時間あたり900円</td> </tr> </table> <p>きょうだい同時期預かりの場合、2人目は半額 1時間あたり400円または450円</p>		謝礼の基準 ・月～金曜日 午前7時から午後8時	子ども1人1時間あたり800円	・月～金曜日 午前7時以前、午後8時以降 ・土・日・祝日 ・12月29日～1月3日
謝礼の基準 ・月～金曜日 午前7時から午後8時	子ども1人1時間あたり800円						
・月～金曜日 午前7時以前、午後8時以降 ・土・日・祝日 ・12月29日～1月3日	子ども1人1時間あたり900円						
学童クラブ	小学生	<p>学校授業日：授業終了後～午後6時（午後7時まで時間延長あり）</p> <p>学校休業日（日・祝・年末年始を除く）：午前8時15分～午後6時（午後7時まで時間延長あり）</p>	月額5,000円（延長育成料 月額2,000円）	子どもわくわく課 03-3908-9361			
居宅介護	介護を必要とする障害者 ※要区分認定	通年	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります）	障害福祉課 赤羽地区 03-3903-4161 王子・滝野川地区 03-3908-1358			
重度訪問介護	介護を必要とする障害者 ※要区分認定（区分4以上）	通年	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります）				
短期入所	介護を必要とする障害者 ※要区分認定	宿泊	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります） * 食費及び諸雑費の実費負担あり				
同行援護	視覚障害者	通年	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります）				
手話通訳者派遣	聴覚障害者 ※手帳所持者	通年	利用者負担なし				
短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護保険法の要支援・要介護と認定された方	宿泊	サービス費用の1割～3割（要介護度、多床室・従来型個室・ユニット型個室により費用設定あり）	要支援の方： お住まいの住所地の高齢者あんしんセンター			
短期入所療養看護介護 （ショートステイ）		宿泊	サービス費用の1割～3割（要介護度、多床室・従来型個室・ユニット型個室により費用設定あり）				
訪問介護 （ホームヘルプサービス）			サービス費用の1割～3割	要介護の方： 担当の居宅介護支援事業者			
通所介護（デイサービス）			サービス費用の1割～3割				
高齢者緊急生活支援	介護保険法の要支援・要介護と認定された方を除く、おおむね65歳以上の方で、一時的に在宅生活が困難な方	宿泊	利用者の所得状況及び利用施設等で費用が異なります。詳しくはお問い合わせください。	高齢福祉課 03-3908-9083			

※ ご利用には料金がかかりますので、ご利用の際には担当部署にお問い合わせください。